

## 福岡市離島に居住する妊婦の健康診査等支援費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 福岡市離島に居住する妊婦の健康診査等支援費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この補助金は、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時及び分娩時にかかる交通費及び宿泊費の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、母子ともに健全な出産を確保するとともに、離島の振興を図ることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、離島に居住する妊婦の健康診査受診及び分娩に係る移動及び宿泊に係る事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 離島地域以外での妊婦健康診査を受診する際及び出産のために入院する際に要した往復の船賃。ただし、離島以外に里帰り等で一時的に居住している場所からの受診や入院する場合の経費は対象外とする。
- (2) 離島地域以外での出産に備え、事前に離島地域以外で待機する際に要した宿泊費。ただし、5日間を上限とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に係る実費と次に掲げる額のいずれか低い方とする。

- (1) 船賃 福岡市営渡船条例別表第1に規定する普通乗船運賃
- (2) 宿泊費 日額5,000円

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、離島振興法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域である小呂島及び玄海島に居住し、母子保健法に規定する妊娠の届出を行った者とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付申請をするときは、妊娠の届出を行った後の初めの妊婦健康診査を受診するまでに、または離島に転入した後の初めの妊婦健康診査を受診するまでに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助対象者は、出産日の翌日から起算して6か月目の日が属する月の月末までに、速やかに補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 妊婦健康診査の受診日が確認できる書類（母子健康手帳又は妊婦健康診査助成券の写し）
- (2) 出産日が確認できる書類（母子健康手帳の写し）
- (3) 船賃の領収書
- (4) 宿泊費の領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書（様式第4号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 11 条 市長は、前条の規定により確定した補助金を補助事業終了後に交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第 12 条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(施行の細目)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。